

## ■第2回 会議の記録

日 時：2017年（平成29年）2月1日（水）14時～16時

場 所：メイシアター 3階 第1会議室

出席者：（障がい者施策推進委員会）

近藤委員長（大阪人間科学大学准教授）  
角谷委員（吹田市医師会理事）  
綾部委員（梅花女子大学准教授）  
栗田委員（吹田市社会福祉協議会副会長）  
白銀委員（吹田市民生・児童委員協議会会長）  
山本委員（吹田商工会議所）  
馬垣委員（社会福祉法人ぷくぷく福祉会理事長）  
鴨井委員（社会福祉法人さつき福祉会常務理事）  
古瀬委員（吹田市聴言障害者協会会長）  
新屋委員（吹田視覚障害者福祉会会長）  
辻本委員（社会福祉法人のぞみ福祉会のぞみ工作所施設長）  
西村委員（吹田市身体障害者福祉会書記長）  
播本委員（吹田市手をつなぐ親の会副会長）  
牧野委員（社会福祉法人コミュニティキャンパス理事長）  
山口委員（吹田市障害児・者を守る連絡協議会運営委員）  
伊藤委員（大阪府吹田市子ども家庭センター）  
門田委員（大阪府吹田保健所地域保健課長）  
山上委員（淀川公共職業安定所業務部長）

（自立支援協議会）

伊藤氏（居住支援部会部会長）

（市）

後藤福祉部長  
大嶋福祉部次長（障がい福祉室長）  
秋山内本町地域保健福祉センター所長  
村上亥の子谷地域保健福祉センター所長  
杉野千里ニュータウン地域保健福祉センター所長  
市場障がい福祉室参事  
木谷障がい福祉室主幹

（事務局）

井口障がい福祉室参事  
米崎障がい福祉室主幹

（傍聴人）

なし

- 次 第： 1 地域生活支援拠点等の整備について
- (1) 大阪府のワーキングからの報告
  - (2) 吹田市における課題の検討
    - ① 相談支援事業所の充足
    - ② 福祉人材の養成と確保
    - ③ 障がい者グループホームの設置促進
- 2 グループホームにおけるスプリンクラー問題への対応について
- (1) 居住支援部会（自立支援協議会）からの現状及び課題報告
  - (2) 「意見書（案）」についての提案及び承認
  - (3) 計画推進に係る事業の提案
- 3 平成29年度障がい者施策推進委員会の開催について
- (1) 年間スケジュール
  - (2) 障がい児福祉計画の策定について
  - (3) 第5期障がい福祉計画策定の検討体制について

#### 会議の経過と要旨

○出席状況確認（委員20名中18名出席）

○傍聴者（0名）

○配布資料の確認

- 資料 1 地域生活支援拠点等の整備促進に向けて 報告書  
障害者くらしの支援センターみんなのき パンフレット
- 資料 2 障がい者グループホームにおけるスプリンクラー設置等に関する対応策を求める  
意見書（案）
- 資料 3 事業提案（平成 28 年 8 月施策推進委員会答申分から抜粋）
- 資料 4 グループホーム計画値・実績値
- 資料 5 消防法令改正の概要 パンフレット
- 資料 6 第 5 期障がい福祉計画策定年間スケジュール

（委員長）

それでは次第に従い、議事を進めます。

「案件 1 地域生活支援拠点等の整備について」ですが、事務局からの説明の後、ワーキング委員から報告書の説明を受けます。

(事務局)

国は「障がい福祉サービス等に関する基本的指針」において、平成29年度末までに、各市町村又は障がい福祉圏域に少なくとも一つの地域生活支援拠点または面的な体制を整備することとしています。

ここでいう地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題解決を目指すものとして、

- 相談（地域移行・親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービスの拠点、コーディネーターの配置）

の5つの機能を求めるものです。

これに従い、大阪府では、市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の整備が促進されるよう必要な情報提供や助言を行うことを「第4期大阪府障がい福祉計画」の中で謳っています。

しかしながら、地域生活支援拠点等の具体的な事業内容、介護給付費等による財源措置を国として明示されないこと等から、府内市町村においては検討が進まず、結果として多くの市町村が課題の整理にも至っていない状況にあることが明らかになりました。

第4期障がい福祉計画が29年度で最終年度を迎えるにあたり、整備を進めるにあたっての課題整理及び整備モデル案を作成し、報告書をまとめられました。

本市からも、委員の中から、このワーキングに参加されていますので、その報告を受け、本市における「地域生活支援拠点等の整備」を考えたいと思います。

(ワーキング委員)

資料1『地域生活支援拠点等の整備促進に向けて 報告書』の説明

(委員長)

それでは、報告を受けて少し議論をしたいと思いますが、そのポイントについて、事務局から説明を受けます。

(事務局)

本市におきましても、第4期吹田市障がい福祉計画において、地域生活支援拠点等の整備を明記しており、「計画期間（平成27年度～平成29年度）内に地域生活支援拠点を整備するとともに、地域生活支援を面的にとらえ、そのあり方を検討し、その機能が十分に発揮されるよう支援していく必要がある」としています。

そして、平成28年6月に開所しました「障害者くらしの支援センターみんなのき」が本市における地域生活支援拠点等の整備にあたります。

「障害者くらしの支援センターみんなのき」とは、

- グループホーム（医療的ケア・強度行動障がい対応）
- ショートステイ
- 相談支援（計画相談）
- ヘルパーステーション（ホームヘルパー）

と複数の事業を行う多機能施設です。

しかし、報告書にもありましたとおり、地域生活支援拠点等の整備については、ハードの整備（多機能施設の建設）のみで完成するものではなく、併せて、面的整備（ネットワークの構築）が重要であり、それを促す施策（事業）が必要であるということですので、継続して整備を進めていく必要があります。

お手元の資料の右側にある整備のイメージ図が本市のワーキングにおいて検討した案です。

「みんなのき」のような多機能施設を拠点とし、複数の障がい福祉サービス事業所が支援ネットワークを構築して、先ほどの5つの機能を担い、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題解決を目指す体制を市内、複数ヶ所に整備するというものです。

「みんなのき」は、医療的ケア及び強度行動障がいに対応するという通常の障がい者グループホームでは対応できない障がい者の生活の場という性格もあり、少し規模が大きいですが、もっと小規模の多機能施設を複数ヶ所整備し、拠点として、地域生活支援拠点等の整備を進めるイメージです。

その整備を進めるにあたり、大阪府の報告書では、

- (1) 相談支援事業所の充足
- (2) 福祉人材の養成と確保
- (3) 障がい者グループホームの設置促進

の3点の課題を掲げられています。

この3点に関しましては、そのまま本市にもあてはまります。

まず、1つ目の相談支援事業所の充足につきましては、サービスを整備し、ネットワークを構築しても、それを活かすためには相談支援の充実は不可欠です。ただし、このテーマにつきましては、いろいろなところで議論されていますので、ここでは置いておきます。

2つ目の福祉人材の養成と確保も、サービスの担い手がいないと何も始まらないということでは、非常に重要です。

3つ目の障がい者グループホームの設置促進につきましても、主に施設・病院からの地域移行・親元からの自立等の支援の出口に位置するグループホームの整備は、支援が円滑に流れるようにするためには非常に重要です。なお、グループホームの設置促進には喫緊の課題としてスプリンクラー問題があり、具体的な対策について、後ほど議論したいと思いますので、ここでは、2つ目の課題である福祉人材の養成と確保についての意見交換をお願いしたいと思います。

（委員長）

それでは、事務局からの説明のとおり、福祉人材の養成と確保について、意見交換をしたいと思います。人材の確保については、現場の皆さんも、本当に苦労されていると思います。その苦労話、また、解決のアイデアなどなんでも結構です。挙手をお願いします。

(委員)

担い手の問題は、全国的に深刻化してきています。介護保険の事例であります『特別養護老人ホームを建てたが、職員が集まらず、定員いっぱいの受入ができない』という話はよく聞きます。このようなことは、本市においても例外ではないようです。

そして、夜間帯の担い手不足がさらに深刻な問題です。障がい福祉のサービスでいうとグループホームがそれにあたりますが、介護報酬的にも正規雇用は困難であり、非正規、アルバイトに頼らざるを得ない実態です。募集しても応募がほとんどなく、そのしわ寄せが現場の職員にいています。大学生に期待したりもしますが、グループホームの夜勤の仕事は“いわゆる夜の仕事”と同じ扱いになり、大学の協力は得られません。大学教授の伝手を頼りにしている状況です。吹田市には大学が5つあり、このことは大きな特徴ですので、もっと積極的な連携を図れたらと考えます。

また、他市においては、介護職員を呼び込むことを目的として、家賃補助をしているところもあります。ただし、これは、少ない介護職員の取り合いになってはいけなものであり、全体的に介護職員を増やすことが必要です。福祉を仕事としようと思ってもらえるような仕掛けが必要であり、その上で、先の家賃補助といった仕事を続けやすい環境を整えるといったものでなければならないと思います。もはや、個別の事業所の努力のみでは非常に難しい局面にあります。

吹田市に住んで、吹田市で働く人をどう増やしていくかといった地域経済の活性化を視野に入れ、福祉を基幹産業にするといった大きな考え方が必要であり、検討組織も必要と思います。

(委員)

現実、福祉職員の待遇は魅力的とは言えません。一般的な会社員の平均収入よりかなり低い状況です。これまで『ボランティア精神』を拠り所としてきたということもあります。言い換えると、待遇面は二の次といった空気です。一方で、ますます専門性が求められるようになってきました。このような状況の中、福祉を学ぶ学生自体が減ってきています。精神障がい福祉分野となるとさらにであり、その少ない人たちの就職先は病院が主となりますので、地域の作業所は、本当に担い手不足が深刻です。また、高い志を持って、このような狭い道を通して地域の作業所にたどり着いた者も、厳しい待遇に消耗してしまい、離職率も高くなっています。もはや、介護報酬を大幅に上げる等といった大改革がないと解決されないように思います。

(委員長)

「案件2 グループホームにおけるスプリンクラー問題への対応について」ですが、事務局からの説明の後、地域自立支援協議会の居住支援部会から現状の報告を受け、ワーキング委員から意見書(案)についての説明を受けます。

(事務局)

障がい者グループホームにスプリンクラーを設置しなければならなくなった今回の消防法の改正は、全国各地で起こった介護施設の火事に起因するところが多いものですが、大規模施設のみを想定しており、一戸建てや、共同住宅を主に活用する障がい者グループホームの実態とはかけ離れたものとなっていることにそもそもの問題があると考えています。

そのような実態とかけ離れた法規制により、現場でどのようなことが起こっているのかということとをまず報告いただき、その解決に向けての具体的な要望を意見書として市に提出することについて、議論したいと思います。

(事務局)

法改正の経過措置の期限が迫る(約1年)中、障がい者グループホームの現状報告

- ・賃貸住宅においては、家主の理解や許可が必要
- ・住宅の構造(水道管の形状)上、スプリンクラーの後付けが困難
- ・簡易式の消火機器の設置場所の問題
- ・設置における国庫補助があっても、大幅な自己負担が発生
- ・設置工事の混雑が予想され、経過措置の期限切れとなってしまう危惧
- ・重度障がい者は退去せざるをえなくなる危惧

(ワーキング委員)

資料2『障がい者グループホームにおけるスプリンクラー設置等に関する対応策を求める意見書(案)』の説明

(委員長)

それでは意見書(案)について、施策推進委員会の提案として了承するのか諮りたいと思います。

(委員)

了承

(委員長)

それでは、資料2の意見書(案)から(案)を取りまして、市へ提出します。

(ワーキング委員)

意見書の要望事項につきましては、住まいを失うかもしれないということから考えると非常に切実なものと思いますので、市としても前向きに取り組んでいただき、その経過、結果については、次回の施策推進委員会において報告してもらいたいと思います。

(事務局)

報告させていただきます。

(委員長)

「案件3 平成29年度障がい者施策推進委員会の開催について」ですが、事務局からの説明を受けます。

(事務局)

次回の委員会の開催については、来年度になります。

来年度は、第5期の「障がい福祉計画」の策定年度となります。

委員会の開催時期は未定でございますが、計画策定年度は、意見聴取会を含めて、年4回ほどの開催が通常となっておりますので、第1回は、できれば5、6月に一度開催をしたいと考えております。

また、来年度は、2年に1回の委員の改選の年でもありまして、7月に委員の改選を予定しています。

次に、児童福祉法の改正により、平成30年度より障がい児福祉計画の策定が必要となりましたので、児童部と連携を図りながら進めてまいります。

最後に策定の検討体制につきましては、委員会の開催だけでは十分な議論が困難ですので、継続してワーキング部会を開催したいと考えています。

ワーキングの現在のメンバーで、継続してお願いしたいと考えております。

(ワーキング委員)

障がい福祉計画につきましては「障がい者の生活実態に基いた障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画」であり、その確保状況を常に評価・検証しながら、計画を推進していくことが必要であると思います。

しかし、これまでの意見聴取会での意見などを聴く中で、計画をつくるだけに終わっているところもあるように感じています。

第5期の福祉計画策定にあたっては、そうならないよう、計画推進の主体である障がい福祉室において、第4期の評価・検証をしっかりといただき、来年度の第1回の施策推進委員会において、事務局からその内容を報告してもらいたいと思います。

(事務局)

報告させていただきます。

(委員長)

それでは、会議終了のお時間がまいりましたので、これで、平成28度第2回吹田市障がい者施策推進委員会を終了させていただきます。

(以上)